

| | | |
|------------------------|---------|------------|
| 品 名 | 部 隊 名 | 立川駐屯地業務隊 |
| 厨芥処理機, 2号, 分離形 A | 仕様書番号 | 補-23 |
| | 作成年月日 | 令和5年12月6日 |
| | 作成者階級氏名 | 1等陸曹 佐藤 晋也 |

仕 様 書

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊立川駐屯地において使用する厨芥処理機、2号、分離形Aについて適用す

2 修理の程度

修理は、器材本来の機能及び性能が発揮できるよう実施するものとする。

3 修理の内容

| 作業内容 | 数量 | 単位 | 内 訳 | | | | | 備考 |
|-------------------|----|----|-----|----|----|----|-----|----|
| | | | 交換 | 修理 | 塗装 | 調整 | その他 | |
| 厨芥処理機、2号、分離形A修理役務 | 1 | 式 | ○ | ○ | | ○ | | |

4 修理作業の要領

- (1) 第3項に示す以外の箇所での、性能発揮上修理を必要と認められる箇所については、事前に係官の指示を受け追加変更の使用により作業を行うこと。
- (2) 仕様書並びに修理作業に質疑が生じた場合は、事前に係員に明確な指示を受けること。
- (3) 修理作業間の写真を、修理前・修理中・修理後、及び検査官の指示する箇所を撮影し、整理し検査官へ提出する。

5 検査

- (1) 自衛隊側検査官と契約者が立会して実施する。
- (2) 検査は、第3項に示す作業項目及び器材の作業状況について検査を実施する。